## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建設工事）

次のとおり競争参加資格確認申請書の提出を招請します。

平成27年1月27日

首都高速道路株式会社

代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　高速1号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）更新工事

⑶　工事場所　東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで

⑷　工事内容　下記の実施設計及び施工

実施設計　設計延長Ｌ＝約1,900m　橋梁上部工　一式　橋梁下部工　一式　土工部嵩上げ工　一式　迂回路工　一式　道路付属物工　一式　水管橋構造改良工　一式　仮設工　一式

施工内容　工事延長Ｌ＝約1,900m　橋梁上部工　一式　橋梁下部工　一式　土工部嵩上げ工　一式　迂回路工　一式　道路付属物工　一式　構造物撤去工　一式　水管橋構造改良工　一式　仮設工　一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成38年9月30日まで

ただし、工期短縮に係る技術提案があった場合は、契約の相手方の技術提案書に記載された工期とする。

⑹　その他

①　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、競争参加資格が確認された者に対して、技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者（以下「技術提案者」という。）と技術提案書の内容に係る技術対話を実施し、技術審査において技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に優先交渉権者から工事費内訳書を受け付け、価格交渉を行った後、予定価格の制限の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として決定する「技術提案審査・価格等交渉方式」の試行対象工事である。なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続を行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続を行う。

②　本工事は、契約締結後においても施工方法等の提案を受け付けることを可能とする「契約後ＶＥ方式」の対象工事である。

③　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。本方式の実施に当たっては、「高速1号羽田線（東品川桟橋・鮫洲埋立部）更新工事における総価契約単価合意方式実施要領」に基づき、単価等を個別に合意する「単価個別合意方式」によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

④　本工事は、共同企業体を結成し競争参加をする場合、複数の工事種別にまたがる有益な技術提案を受け付けるために、互いに異なる工事種別の競争参加資格を有する企業によって結成される共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）による参加を認める工事である。

⑤　本工事は技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する「設計・施工一括発注方式」の対象工事である。

⑥　技術提案の範囲は、以下のとおりとする。

・工事目的物（迂回路を含む）の構造・施工方法（水管橋の構造は除く。）

2　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第1号）第73条の規定（競争参加不適格者）に該当しない者であること。

⑵　下記の「①土木工事を施工する者」「②鋼橋工事を施工する者」及び「③プレストレストコンクリート橋工事を施工する者」のうち、該当する要件を全て満たす単体又は該当する要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）若しくは異工種ＪＶであること。

特定ＪＶの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」の工事種別のうち本体構造及び迂回路の提案構造に対する1つの工事種別によることとし、構成員は最小2者、最大5者とすること。

異工種ＪＶの構成については、「土木工事」「鋼橋工事」「プレストレストコンクリート橋工事」の工事種別のうち本体構造及び迂回路の提案構造において必要な工事種別のみの組み合わせとし、各工事種別を担当する構成員は最小1者、最大5者とすること。構成員の総数は最小2者、最大15者とすること。

①　土木工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「土木工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。

ⅱ）平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、土木工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は特定ＪＶの代表者若しくは異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。

・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）による土木工事（歩道橋を除く。）

・提案する施工法（本体構造のうち橋梁範囲）による土木工事（歩道橋を除く。）

イ　特定ＪＶの代表者以外の構成員及び上記アの実績を有しない異工種ＪＶの構成員については、以下に掲げる2つの要件のうち、どちらか1つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。

・提案する構造形式（本体構造のうち橋梁範囲）による土木工事（歩道橋を除く。）

・提案する施工法（本体構造のうち橋梁範囲）による土木工事（歩道橋を除く。）

②　鋼橋工事を施工する者

ⅰ）首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の認定を受け、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること。なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「鋼橋工事」に係る平成25・26年度の競争参加資格の再認定を受け、当該再認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,150点以上であること。

ⅱ）平成11年度以降に、以下に掲げる工事の実績（元請に限る。）を有すること。ただし、本体構造のうち橋梁範囲において、鋼橋工事に係る技術提案を行わない場合は以下に掲げる工事の実績は必要としない。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。異工種ＪＶとしての実績は、協定書上の分担工事の実績のみ工事の実績として認める。

ア　単体又は特定ＪＶの代表者若しくは異工種ＪＶの構成員のうち少なくとも1者は、以下に掲げる2つの要件を満たす工事を完工した実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。